

いわて起業家育成資金（若者・女性創業支援資金）利子補給補助金交付要綱

（目的）

第1 この要綱は、いわて起業家育成資金（若者・女性創業支援資金）（以下「若女資金」という。）の貸付を受けた者が創業する場合にその負担の軽減と経営の安定を図り、もって県内産業の振興に寄与するため、当該貸付に係る利子の支払い額の一部について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 認定中小企業者 県内に事業所を有する中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- （2） 若女資金 新たに事業を開始しようとする者で39歳以下又は女性に対して貸し付ける資金をいう。
- （3） 受給資格者 若女資金の貸付を受けた者をいう。
- （4） 融資機関 県内に本店又は支店を有する銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合、岩手県信用農業協同組合連合会並びに県内に住所を有する農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号に掲げる事業を行う農業協同組合をいう。

（補助金の交付の対象及び補助額）

第3 利子補給補助は、別表1に掲げる貸付条件を満たす若女資金の貸付を受けた場合に行うものとする。

2 利子補給率は、年1.5パーセント以内とする。

（補給期間）

第4 県が補助をする期間は、若女資金の初回の約定返済日から連続する36月目の約定返済日を限度とする。ただし、36月目の約定返済日が土日祝日の場合は融資機関の翌営業日とする。

（補助金の額）

第5 県が補助する額は、若女資金につき、融資機関と認定中小企業者との間に締結した契約に基づき貸し付けられた若女資金の残高について、第3第2項に規定する利子補給率により計算した額のうち、第4の期間の合計額とする。

（補助金の交付申請及び支給額申請）

第6 受給資格者は、補助金の交付を受けようとするときは、あらかじめ若者・女性創業支援資金利子補給補助金（変更）交付申請書（様式第1号。以下、「交付申請書」という。）に県が定める書類を添え、知事に提出し、知事の決定を受けなければならない。また、補助対象事業について、変更があった場合も同様とする。

2 前項の申請期間は県が別に定める。

3 受給資格者は、交付申請書の提出に併せて、若者・女性創業支援資金利子補給補助金支給額（変更）決定申請書（様式第2号。以下「支給額申請書」という。）を提出しなければならない。

4 補助金の支給開始年度の翌年度以降は、県が別に定める日までに交付申請書を提出しな

なければならない。

(補助金の交付決定)

第7 県は、受給資格者から第6第1項及び第4項の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、補助金の交付決定を行い、決定の内容を当該事業者に通知する。

(補助金の支給額決定)

第8 県は、支給額申請書が提出されたときは、補助金の合計支給額を決定し、当該受給資格者に通知する。

(補助金の実績報告)

第9 補助金の交付決定を受けた受給資格者(以下「交付決定者」という。)は、県が別に定める日までに、当該年度の若者・女性創業支援資金利子補給補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を県に提出しなければならない。

(補助金の実績支給額の決定及び請求)

第10 県は、交付決定者から実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事情聴取、実地調査及び関係機関の意見聴取等を行い、当該年度の実績により補助金の支給額(以下「実績支給額」という。)を決定する。

2 県は、実績支給額を決定したときは、当該交付決定者に通知する。

3 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、速やかに若者・女性創業支援資金利子補給補助金請求書(様式第4号)を県に提出しなければならない。

(補助金の支給等)

第11 県は、交付決定者から第10第3項の請求があった場合、その請求が適正なものと認められるときは、補助金を支給する。

2 交付決定者は、実績支給額が第12の規定により前金払された補助金の額を下回る場合は、その差額を県に返納しなければならない。

(補助金の前金払)

第12 県は、第8の決定を受けた交付決定者から請求があった場合は、前金払をすることができる。

2 前項の請求は、一の年度につき1回に限り、当該年度の利息支払いの実績に応じた補助額とする。

3 交付決定者が、第1項の前金払の請求をしようとするときは、若者・女性創業支援資金利子補給補助金前金払請求書(様式第5号)を県に提出しなければならない。

(事業の廃止等)

第13 交付決定者は、当該事業が完了する前に不正の理由によらず実施できなくなったとき、その他の事由により当該事業の継続ができなくなったときは、速やかに若者・女性創業支援資金利子補給補助金廃止届(様式第6号)のほか、必要に応じて当該事業の継続ができなくなった日までの補助金に係る実績報告書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、当該事業の継続ができなくなった日をもって当該交付決定者に対する交付決定及び支給額決定を取り消す。この場合において、県は、決定を取り消した日までの実績に応じて第10第1項の規定の例により実績支給額を決定し、交付決定及び支給額決定の取消並びに実績支給額を当該事業者に通知する。

3 支給額決定は受けているが、交付決定を受けていない受給資格者(以下「支給額決定者」

という。)は、第8による交付決定前に当該事業の継続ができなくなったときは、第1項に定める事業廃止届を速やかに知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の届出があったときは、当該事業の継続ができなくなった日をもって当該支給額決定者に対する当該年度以降の支給額決定を取り消し、その旨を当該事業者へ通知する。

5 知事は、第1項又は第3項の規定による届出が相当の期間提出されなかった場合は、当該支給額決定者にあつては当該支給額決定者に係る当該年度以降の支給決定を、当該交付決定者にあつては当該交付決定者に係る当該年度の交付決定を、当該事業の継続ができなくなった日をもって取り消し、その旨を当該支給額決定者又は当該交付決定者に通知する。

(交付申請及び支給申請のみなし取下げ)

第14 県は、交付申請書等に不備等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず、相当の期間交付申請書等の補正が行われなかった場合その他受給資格者の責に帰すべき事由により交付決定又は支給額決定できないときは、当該補助金の交付申請及び支給額決定の申請が取り下げられたものとみなす。

2 県は、前項の規定により当該交付申請書が取り下げられたものとみなしたときは、当該事業者へ通知する。

(交付決定取り消し等)

第15 知事は、若女資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利子補給補助金交付決定及び支給額決定を取り消すことができる。

(1) 若女資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき。

(3) 利子補給補助期間中に貸付けの対象となる事業を中止、又は廃止したとき。

(4) 利子補給補助期間中に個人においては住所、法人においては本店所在地を県外に変更したとき。

2 知事は、受給資格者がその責めに帰すべき事由によりこの要綱に違反したときは、利子補給を打ち切り、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(報告の徴収等)

第16 知事は、必要があると認めるときは、融資機関に対して、受給資格者の利子補給に係る若女資金の貸付けに関し報告を求め、又はその職員をして当該貸付けに関する帳簿、書類等を調査させることがある。

(提出書類及び提出期日)

第17 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する

別表第 1（第 3 関係）

	貸付条件
貸付限度額	1,000 万円以内
貸付利率	固定：年 1.5%以内
償還期限	10 年以内（個人においては 1 年以内、法人においては 3 年以内の据置期間を含む。）
償還方法	元本均等償還
信用保証	岩手県信用保証協会により債務保証（法第 3 条第 1 項に規定する普通保険又は法第 3 条の 2 第 1 項に規定する無担保保険の対象となるものに限る。）がされていること。
備考	個人事業にあつては、住民票の住所が県内であること、法人にあつては、本店所在地が県内であること。

別表第 2（第 6、第 9、第 10、第 12、第 13 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
要綱第 6 条の規定による書類	<p>若者・女性創業支援資金利子補給補助金（変更）交付申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓・同意書 ・融資に係る契約書 ・償還（返済）計画書 ・岩手県信用保証協会からの信用保証決定のお知らせのコピー ・本人の氏名及び住所が確認できる公的書類等の写し ・認定種別（年齢・女性）を確認できる書類（氏名、住所の書類で確認できる場合は省略） ・補助金振込先口座を確認できるもの <p>※通帳該当箇所のコピー等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（法人）法人登記簿謄本の写し※3ヶ月以内に発行したもの 	第 1 号	1 部	<p>1 融資機関と受給資格者の融資（変更）契約締結日から 30 日以内</p> <p>2 利子補給補助金支給開始年度の翌年度以降は 4 月 30 日まで（交付申請書のみ）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・(個人) 開業届の写し ・その他知事が必要と認める書類 若者・女性創業支援資金(変更)利子補給補助金支給額決定申請書	第2号	1部	
要綱第9条の規定による書類	若者・女性創業支援資金利子補給金実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・支払った利子額が確認できる書類 ※通帳の写し、金融機関の取引明細書 ・本人の氏名及び住所が確認できる公的書類の写し 	第3号	1部	当該年度の3月31日まで
要綱第10条の規定による書類	若者・女性創業支援資金利子補給補助金請求書	第4号	1部	実績支給額決定通知受領後15日以内
要綱第12条第3項の規定による書類	若者・女性創業支援資金利子補給補助金前金払請求書	第5号	1部	支給を希望する日の30日前まで
	若者・女性創業支援資金利子補給金実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・支払った利子額が確認できる書類 ※通帳の写し、金融機関の取引明細書 ・本人の氏名及び住所が確認できる公的書類の写し 	第3号	1部	
要綱第13条第1項第1号の規定による書類	若者・女性創業支援資金利子補給補助金廃止届	第6号	1部	事実発生後30日以内
	若者・女性創業支援資金利子補給金実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・支払った利子額が確認できる書類 ※通帳の写し、金融機 	第3号	1部	

	関の取引明細書 ・本人の氏名及び住所 が確認できる公的書類 の写し			
--	--	--	--	--